

# 平成27年度税制改正について(法人事業税・法人県民税)

静岡県

## 1 法人事業税の税率の改正(外形標準課税法人)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)に係る法人事業税の所得割の税率が引き下げられるとともに、外形標準課税(付加価値割、資本割)の法人事業税に占める割合が2年間で、現行の4分の1から8分の5に段階的に拡大されます。(平成28年度税制改正において拡充)

所得等区分 (外形標準課税法人)	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		平成28年4月1日以降に開始し平成31年3月31日までに終了する事業年度		
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
付加価値割	(0.48)	0.504	(0.72)	0.744	(1.20)	1.224	
資本割	(0.20)	0.210	(0.30)	0.310	(0.50)	0.510	
所得割	年400万円以下の所得	(2.20)	2.390	(1.60)	1.790	(0.30)	0.490
	年400万円超800万円以下の所得	(3.20)	3.475	(2.30)	2.575	(0.50)	0.775
	年800万円超の所得	(4.30)	4.660	(3.10)	3.460	(0.70)	1.060
	3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得						
地方法人特別税(基準法人所得割額)	67.4	—	93.5	—	414.2	—	

(注) ( )内の税率は、静岡県での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。上記の税率表は平成28年度税制改正で定められた税率も反映しております。

## 2 付加価値割における所得拡大促進税制の導入(外形標準課税法人)※経過措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①～③の要件を全て満たす場合には、所得拡大促進税制に係る措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。

### 【要件】

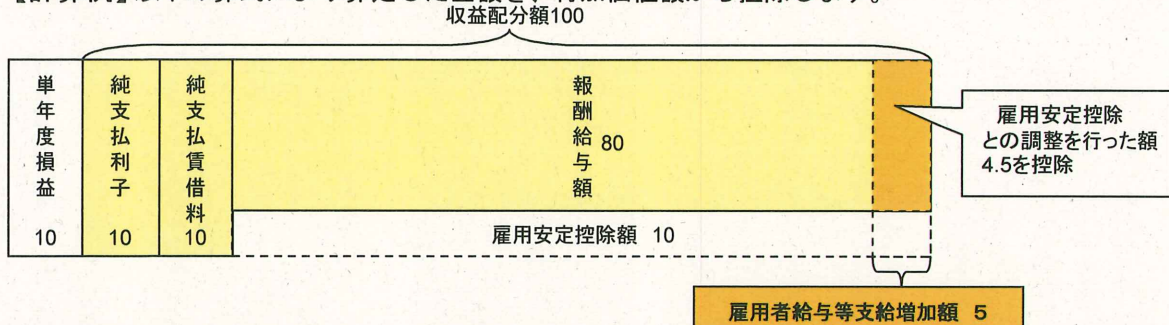
- ① 雇用者給与等支給増加額/基準雇用者給与等支給額 ≥ 増加促進割合【3%(H27)、4%(H28)、5%(H29)】
- ② 適用事業年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額 (前事業年度の雇用者給与等支給額)
- ③ 適用事業年度の平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 (前事業年度の平均給与等支給額)

※以上の①～③の計算については、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

### 【控除額】

$$\text{所得拡大促進税制控除額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \left\{ \left[ \text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額} \right] \div \text{収益配分額} \right\}$$

【計算例】以下の算式により算定した金額を、付加価値額から控除します。



所得拡大促進税制控除額:

$$\text{雇用者給与等支給増加額} \times \left\{ \left[ \text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額} \right] \div \text{収益配分額} \right\} = 4.5$$

(5) (100) (10) (100)

### 3 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置(外形標準課税法人)※経過措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、付加価値額が40億円未満の法人について、平成27年4月1日～平成31年3月31日の間に開始する事業年度に限り、法人事業税額から一定額を控除する経過措置が講じられます。(平成28年度税制改正において拡充)

#### 【要件】

事業年度	事業税額
H27.4.1～H28.3.31の間に開始する事業年度	H27.3.31現在の税率を適用した事業税額A<基準法人事業税額B※
H28.4.1～H31.3.31の間に開始する事業年度	H28.3.31現在の税率を適用した事業税額A<基準法人事業税額B※

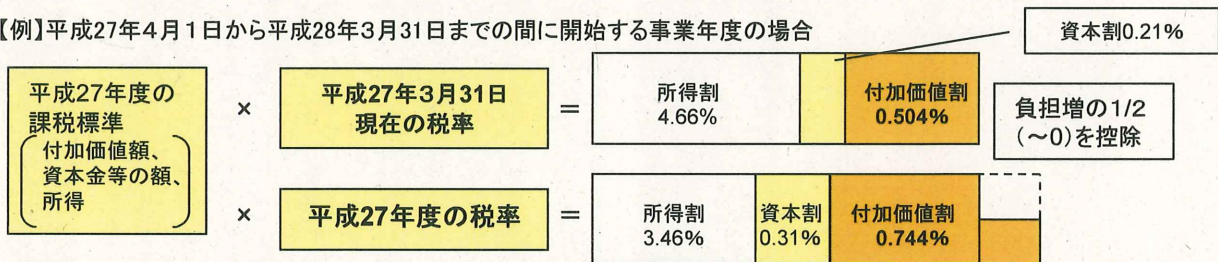
※基準法人事業税額・・・当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

#### 【負担軽減措置】(事業年度月数が12月の場合)

付加価値額	控除額(100円未満切り上げ)
30億円以下	(B-A)×一定割合C※
30億円超40億円未満	(B-A)×一定割合C※×(40億円-付加価値額)÷10億円

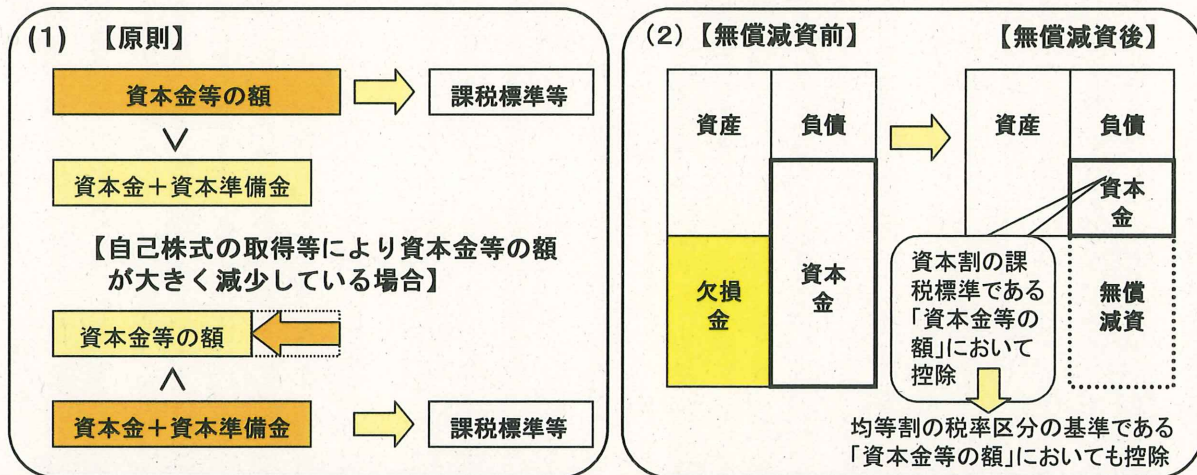
※一定割合 H27.4.1～H28.3.31の間に開始する事業年度 1/2、H28.4.1～H29.3.31の間に開始する事業年度 3/4  
H29.4.1～H30.3.31の間に開始する事業年度 1/2、H30.4.1～H31.3.31の間に開始する事業年度 1/4  
※上記の【要件】及び【負担軽減措置】は、平成28年度税制改正の内容も反映しております。

【例】平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合



### 4 法人県民税均等割及び法人事業税の資本割の課税標準の見直し(全法人)

- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税均等割の税率区分の基準及び法人事業税の資本割の課税標準(以下「課税標準等」といいます。)について、原則、①としつつ、①が②を下回る場合に②とします。
  - 「資本金等の額」(2)参照
  - 「資本金」と「資本準備金」の合計額
- 法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」は、法人税法上の「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等に充てた金額)を控除するとともに、無償増資の額を加算した金額となります。(法人事業税資本割の課税標準に統一)



#### 【お問い合わせ先・電話番号】

下田財務事務所課税課 0558-24-2014 沼津財務事務所直税第1課 055-920-2029  
静岡財務事務所直税第1課 054-286-9160 浜松財務事務所直税第1課 053-458-7141